

素潜り漁業の許可について

令和 7 年 10 月 24 日

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定及び香川県漁業調整規則（令和 2 年香川県規則第 61 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、同規則第 4 条第 1 項第 28 号に掲げる素潜り漁業につき、その許可又は起業を認可すべき漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

1 素潜り漁業

（１）許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	漁業者の数	漁業を営む者の資格
あわび・なまこ 素潜り漁業	坂出市地先（別紙 1 のとおり）	あわび： 1 月 1 日から 12 月 31 日まで	1	・さぬき市に漁業の根拠地を有する者 ・漁業権者（坂出市漁協、松山漁協）から同意を得た者
	鴨庄地先（別紙 2 のとおり）		1	・庵治に漁業の根拠地を有する者 ・漁業権者（鴨庄漁協）から同意を得た者
	高松港 5 万トン級バース階段式護岸西端から 朝日町 G 地区埋立地東端に至る地先海面		7	高松市東部に漁業の根拠地を有する者
	(1)大崎の鼻から長崎鼻に至る地先海面 (2)坂出市地先（別紙 1 のとおり） (3)吉田護岸地先（別紙 3 のとおり） (4)宇多津町地先（別紙 4 のとおり） (5)多度津・白方地先（別紙 5 のとおり）	なまこ： 11 月 1 日から 3 月 31 日まで	1	・高松市瀬戸内に漁業の根拠地を有する者 ・漁業権者（坂出市漁協、松山漁協、与島漁協、 宇多津漁協、中讃西部漁協、白方漁協）から同意を得た者
	(1)女木島・男木島地先海面、 (2)大崎の鼻から長崎鼻に至る地先海面		6	東瀬戸に漁業の根拠地を有する者

	室木島東端から小瀬居島東端見通し延長線 と沙弥島北端から櫃石島北西端見通し延長 線の中の香川県海面（但し、坂出港の港域を 除く）		6	与島に漁業の根拠地を有する者
--	---	--	---	----------------

（２）許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和７年 10 月 24 日～同年 11 月 23 日

（３）備考

ア この公示に係る許可の有効期間は、令和 7 年 12 月 1 日から令和 8 年 11 月 30 日までとする。

イ この公示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

（ア）漁業権漁場では、その漁業の妨害をしてはならない。

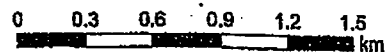
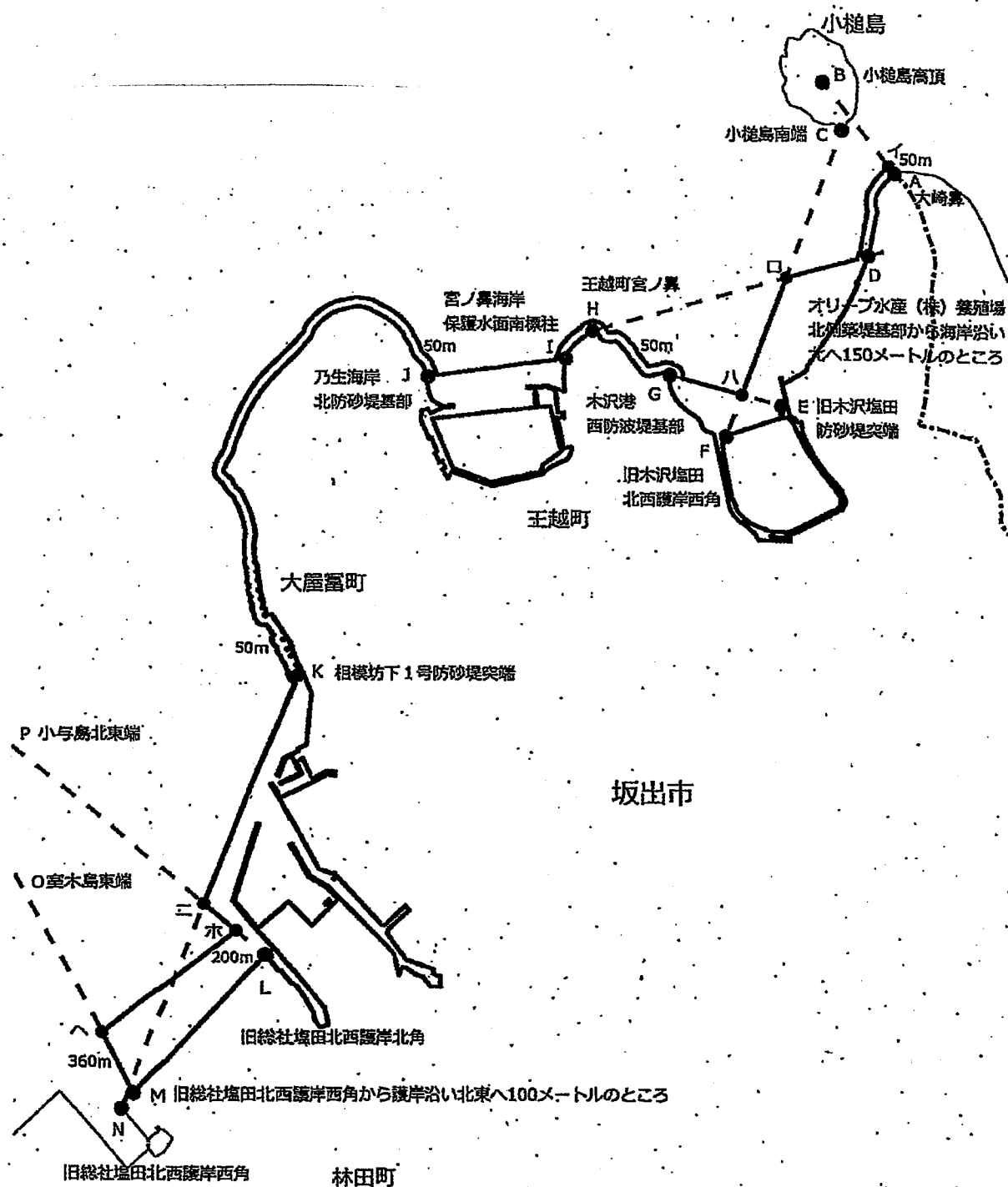
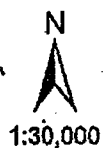
（イ）第一種共同漁業権区域内は漁業権者の同意なく操業してはならない。

（ウ）夜間は操業してはならない。

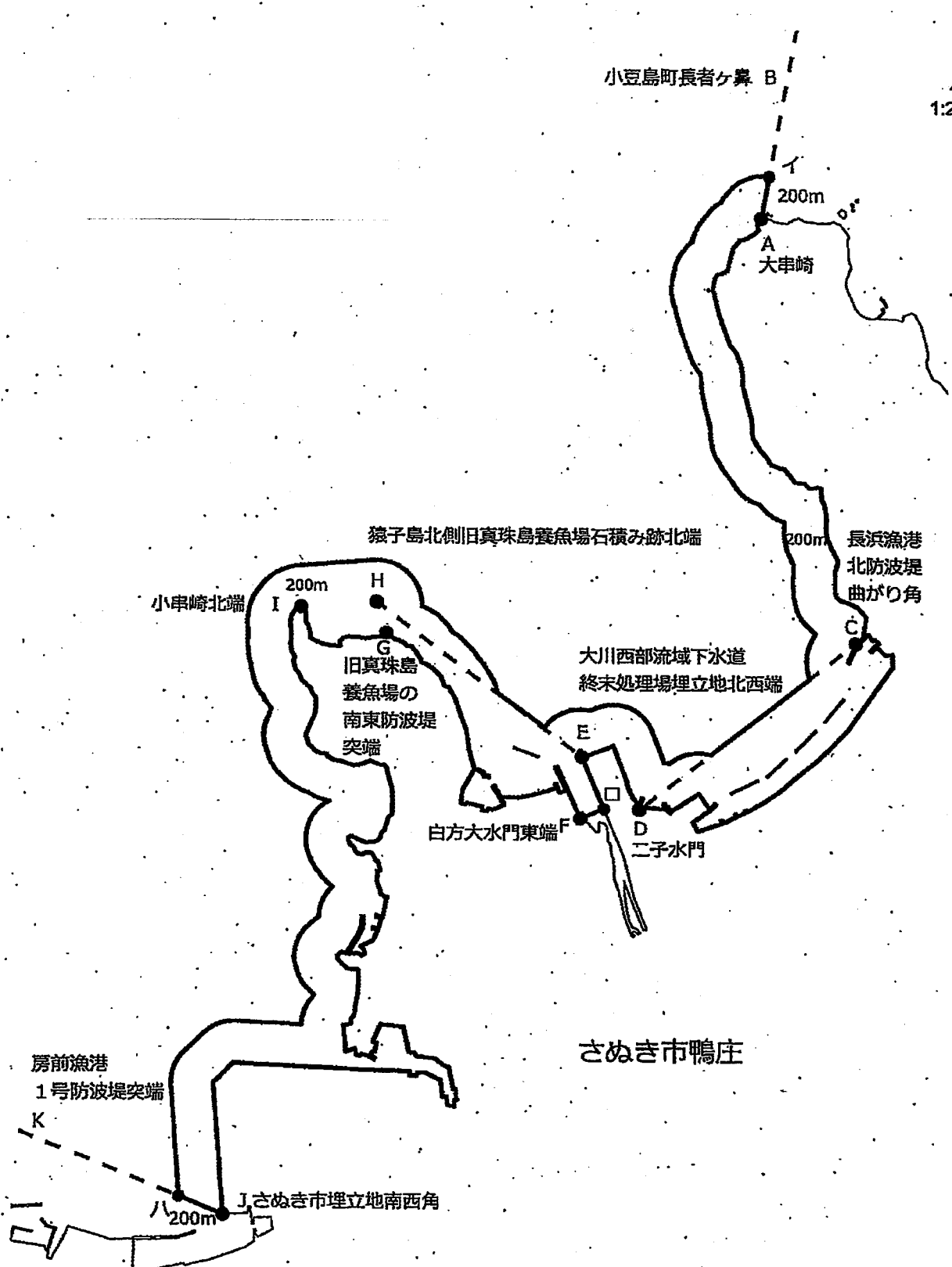
（エ）船舶の航行を妨げてはならない。

（オ）操業中（船からの潜水時）は、国際信号旗（A 旗）を掲げること。

別紙 1

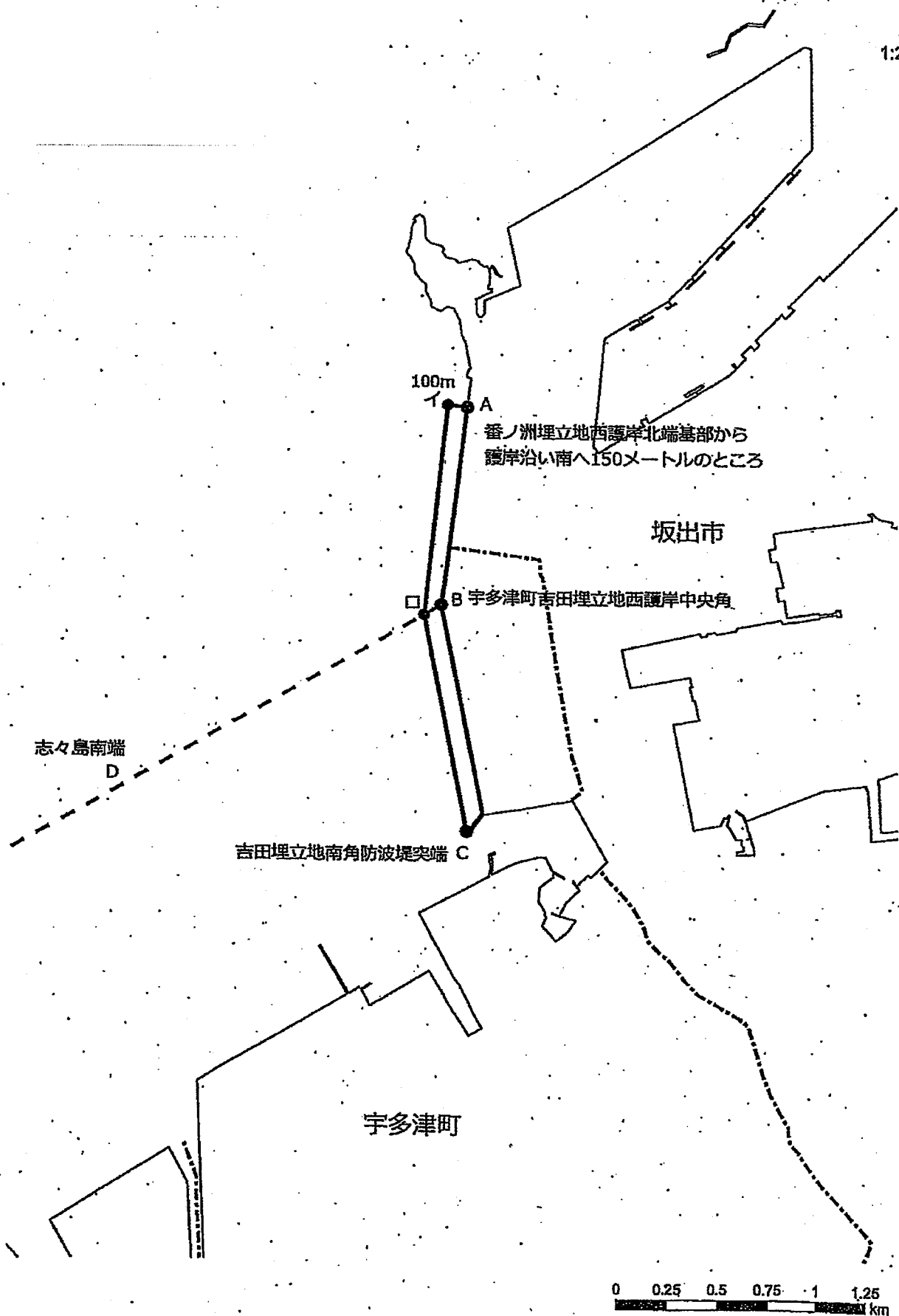
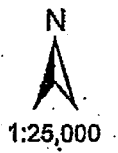


別紙 2

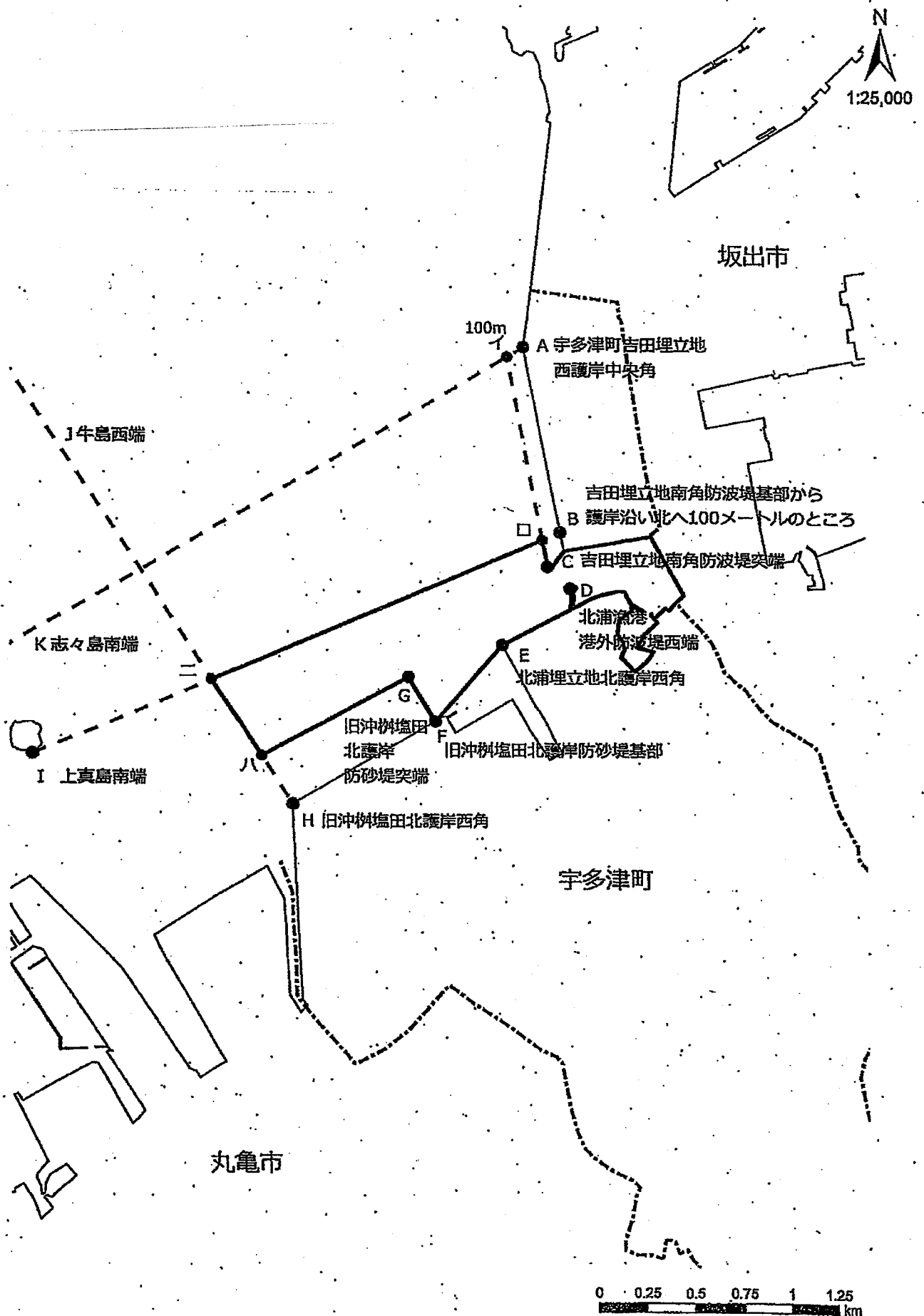


0 0.25 0.5 0.75 1 1.25 km

別紙 3



別紙 4



1:35,000

0 0.35 0.7 1.05 1.4 1.75 km

多度津町

